

世田谷区告示第277号

希望丘複合施設におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 有限会社松本商店

(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見五丁目14番18号

2 委託した歳入等

リサイクル資源の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年月31日まで